（建設コンサルタント等業務）
① 技術者経歴書
② 営業所一覧表
③ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し
④ 営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し
⑤ 申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
⑥ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式(その２)に加え、（その３）又は（その３の３））
ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
⑦ 行政書士等の代理申請の場合は委任状
〔注〕
(A) 随時の一般競争（指名競争）においては、申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③及び④に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。
(a) 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）測量法第55条の８に規定する書類の写し
(b) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(d) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

（物品購入等）
① 営業品目一覧
② 営業経歴書
③ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し
④ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式(その２)に加え、（その３）又は（その３の３））
ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
⑤ 財務諸表類（申請者が個人の場合は、これに類する書類）
⑥ 行政書士等の代理申請の場合は委任状
⑶ 申請等の作成に用いる言語等
① 申請書等は、日本語で作成すること。
② 申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４ 競争に参加する者に必要な資格
（建設工事）
次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、１（建設工事）⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者(以下「その他工事参加者等」という。)については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。
① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和７年６月16日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（その他工事参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

（物品購入等）
次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 法律上の許可等を必要とする営業種目について、必要な許可等を受けていない者